

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



令和6年7月1日

隠岐の島町

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、島根半島の沖合、北東約 80km の日本海上に位置しており、面積 242.82km²（竹島を含む）を有する隠岐諸島最大の島である。島の周辺全域は、昭和 38 年に大山隠岐国立公園に指定され、日本海の雄大な景色や急峻な山並みなど、風光明媚な景観を有している。また、平成 25 年には、隠岐諸島全体がユネスコ世界ジオパークに認定され、数万年単位での大地の成り立ちや独自の生態系及びそこに住まう人々の営みを体感できる場として、国内外から注目を集めている。

しかし、林業は、森林整備の遅れや生産活動の低下、林業従事者の高齢化などから、多くの森林資源を十分に利用できない状況が続いている。

このような中、地元の山林未利用材及び製材端材をエネルギー源とした木質バイオマス発電所を稼働する計画が検討され、これまで利用されず山林に放置されていた未利用材及び製材端材の新たな利用が始まり、山林所有者の所得向上や原木価格の底上げ、新たな雇用の創出など地域に様々な波及効果が生まれている。

このため、本町の山間部を中心に賦存する木質バイオマスを始めとした未利用の地域資源及び町内の製材所で発生し、これまで廃棄していた製材端材を再生可能エネルギー源として有効活用することで、林業の活性化を図るとともに、循環型社会の構築を目指す。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在 ※位置図は別紙参照	現況地目	面積	備考
A	隠岐の島町原田奥野原 986-6	雑種地	660 m ²	木質バイオマス発電設備
B	隠岐の島町下西 60番地 1	雑種地	591 m ²	木質バイオマス発電設備

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	木質バイオマス発電（チップ）	45kW	
B	木質バイオマス発電（ペレット）	150kW	50kW×3基

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

木質バイオマス発電事業者が、未利用の地域資源である林地残材等由来の木質ペレットを長期的かつ安定的に購入することで、以下の取組を行う。

- (1) 地元の林地残材等を木質ペレットとして活用し、林業の活性化、森林整備の推進及び防災・減災対策等多面的機能の向上を図る。
- (2) 地元のチップ加工等の発電に関する産業により、製材端材の利用拡大、バイオ炭の農用地活用等、地域の活性化を図る。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価に関する事項

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う木質バイオマス発電等の再生可能エネルギー発電施設を整備し、(設備整備計画の認定：2件)年間発電量 約 1,148,880kWh/年を目指す。

地域の木質バイオマス活用による林業の活性化、木質チップ発電に伴うバイオ炭の生産(頒布)を図り、農林業の健全な発展に寄与する。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備者は、認定設備整備計画の実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を隠岐の島町に

報告することとする。また、緑のコンビナート推進協議会において、認定設備整備計画の進捗を協議し、目標が達成されない場合は、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとし、撤去にかかる費用は、事業者が負担するものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

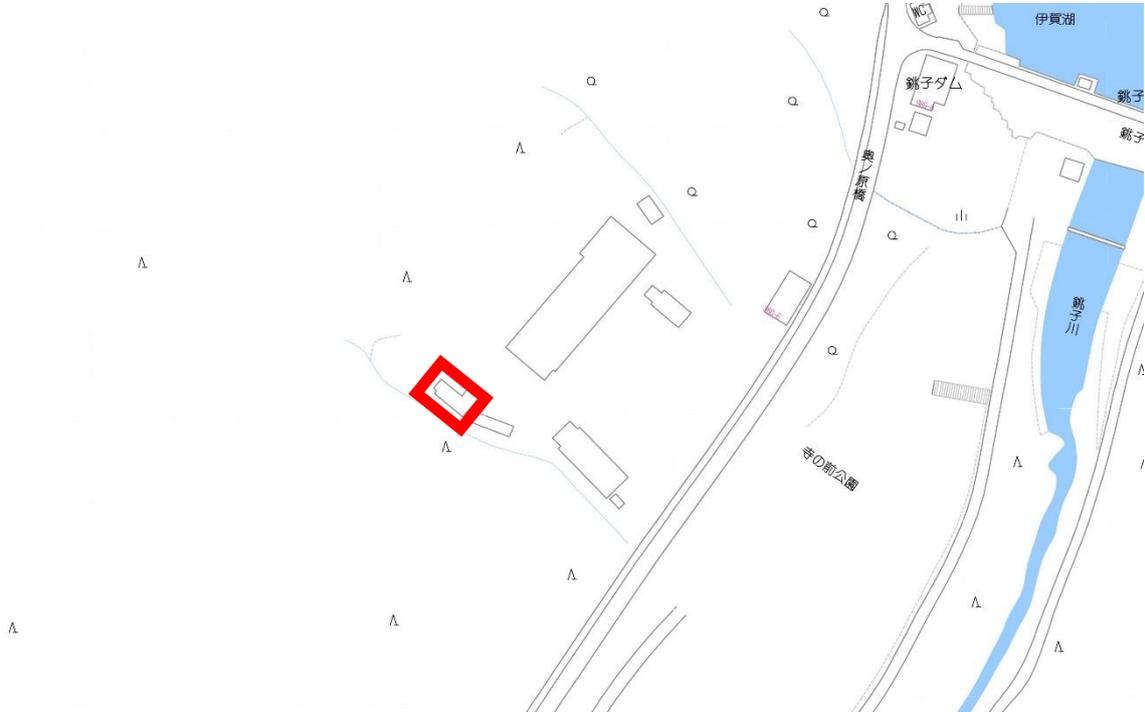
(3) 区域外の関係者との連携

本町及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

別紙 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

促進区域：

A地区：隠岐の島町原田奥野原 986-6



B地区：隠岐の島町下西 60 番地 1

